

佐賀市公正入札調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 建設工事及び建設工事関連業務委託（以下「工事等」という。）の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、佐賀市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 工事等について入札談合に関する情報（談合があると疑うに足りる事実を含む。以下「情報」という。）を得た場合における公正取引委員会等への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、常任委員及び非常任委員をもって組織する。

- 2 常任委員は、総務部長、企画調整部長、農林水産部長、建設部長、総務部副部長、企画調整部副部長、農林水産部副部長及び建設部副部長とする。
- 3 非常任委員は、情報に係る工事等を所掌する部の部長及び副部長（前項の常任委員となる者を除く。）とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、建設部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開くことができない場合は、事案を常任委員及び非常任委員に回議して調査審議することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務部契約監理課に置く。

(補則)

第7条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。